## 組合員資格確認のお願い

いつも当組合の各事業をご利用いただきましてありがとうございます。組合員の皆様に組合員資格の変更がないかご確認をお願いしております。変更がなければ、何等ご対応の必要はございません。

なお、現住所・氏名・電話番号等に変更 がありましたら、当組合支店窓口へお申し 出いただきますようお願いいたします。

当組合におきましては、2018年10月の 定款変更に伴い、正・准の組合員呼称を 「組合員」に統一し、「農業者」および「地域 の農業を振興する方を農業者」として第1 号組合員としております。

例えば、右の項目に該当する方は、一定の基準により第1号組合員に加入していただいております。

- ●農業の経営を行っている
- 農業に従事している
- ●農地を所有または借りている
- ●農業に関連する業務を行っている法人・団体に勤 務・所属している
- ●農業に関連する作業を行っている
- ●農畜産物をJA・直売所へ出荷・販売または個人に直 販している
- ●花きの生産・販売を行っている
- ●(-社)京都府内産農畜産物販売促進協議会に加入いただく等により農畜産物の販売促進に協力している
- ●家庭菜園・市民農園・貸し農園等で農産物の栽培を 行っている
- ●農業塾・農業体験教室等に参加し農産物の栽培を 行っている